**第２２回大阪府障がい者差別解消協議会　議事録概要**

日時：令和６年６月２６日　水曜日　午前１０時００分から1１時５２分まで

場所：大阪赤十字会館301会議室

出席委員

石渡　勉 弁護士

大竹　浩司 公益社団法人大阪聴力障害者協会会長

大野　素子　 　公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会会長

小田　多佳子　 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会理事長

◎小田　浩伸 大阪大谷大学教育専攻科長教授

佐々木　祥光 有限会社ササキセキュリティー取締役部長

塩見　洋介　　 障害者（児）を守る全大阪連絡協議会

特定非営利活動法人大阪障害者センター事務局長

柴原　浩嗣 一般財団法人大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長

髙橋　あい子 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会会長

辻野　滋之 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会セルプ部会副部会長

寺田　一男 一般財団法人大阪府身体障害者福祉協会会長

南條　正幸 関西鉄道協会　事務局長兼専務理事

西尾　元秀 障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議事務局長

福島　豪 　 関西大学法学部　教授

藪本　青吾 大阪私立学校人権教育研究会 障がい者問題研究委員会委員

◎　会長

オブザーバー

大阪法務局人権擁護部第二課長

近畿運輸局交通政策部バリアフリー推進課長

市長会代表市　担当課長

　町村長会代表町村　担当課長

○事務局　皆さま、おはようございます。それでは、定刻になりましたので、「第22回大阪府障がい者差別解消協議会」を開催いたします。委員の皆さま方におかれましては、ご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

まず、開催にあたりまして、障がい福祉室長より一言ごあいさつ申し上げます。

○事務局　おはようございます。委員の皆さまには、日頃から、大阪府の障がい福祉行政の推進に、格別のご理解とご支援をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

また、本日はご多忙の中、朝早くからの会議にご出席賜りまして誠にありがとうございます。障がい者差別の解消を巡る状況でございますが、本年（令和６年）４月から、改正された障害者差別解消法が施行されております。大阪府の条例で、既に事業者による合理的配慮の提供を義務化しておりましたが、法律によっても義務化されることになったところでございます。この法律改正を契機としまして、大阪府としては、事業者の積極的な合理的配慮への取組みを、一層後押しする必要があると考えております。事業者団体等への研修機会の拡充や、研修の受講者に対して府独自の証明書を発行するなどの取組みを行っていく予定でございます。

また、改正障害者差別解消法においては、地方公共団体に対し、障がいを理由とする差別に関する相談に対応する人材の育成・確保のための措置や、差別解消のための取組みに関する情報の収集・整理及び提供を行うよう努めることが新たに求められております。大阪府としましては、広域支援相談員の配置及び研修機会の確保などによる相談体制の整備や、本協議会でもご審議いただいている活動報告書での情報整理や情報提供などを通じて法の求めに対応してまいります。

さて、来年（令和７年）４月の大阪・関西万博の開催まで、いよいよ300日を切りました。今後、障がいのある方も含め、国内外から多くの方々が来阪されることが予想されております。「大阪府は障がいのある方への配慮が行き届いた街だ」と感じていただくために、大阪府としまして、障がい者差別の解消や、障がいに対する相互理解の促進に向けて、より一層の啓発活動等に尽力してまいりたいと考えております。委員の皆さまには、お力添えいただきますようお願い申し上げます。

結びになりますが、委員の皆さまにおかれましては、忌憚（きたん）のないご意見を賜り、本日の会議が有意義なものになるようお願い申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局　次に委員のご紹介をさせていただきます。今年度は委員の改選を行っています。委員は、お手元に配布している名簿のとおりです。

では、改選後、初めての開催となりますので、改めてご出席の委員の皆さまを五十音順でご紹介させていただきます。

　弁護士　石渡委員です。

　公益社団法人大阪聴力障害者協会　会長　大竹委員です。

　公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会　会長　大野委員です。

　社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会　理事長　小田　多佳子委員です。

　大阪大谷大学　教育専攻科長　教授　小田　浩伸委員です。

　有限会社ササキセキュリティー　取締役部長　佐々木委員です。

　障害者（児）を守る全大阪連絡協議会・特定非営利活動法人大阪障害者センター　事務局長　塩見委員です。

　一般財団法人大阪府人権協会　業務執行理事兼事務局長　柴原委員です。

　一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会　会長　髙橋委員です。

　社会福祉法人大阪府社会福祉協議会　セルプ部会　副部会長　辻野委員です。

　一般財団法人大阪府身体障害者福祉協会　会長　寺田委員です。

　関西鉄道協会　事務局長兼専務理事　南條委員です。

　障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議　事務局長　西尾委員です。

　関西大学　法学部　教授　福島委員です。

　大阪私立学校人権教育研究会　障がい者問題研究委員会　委員　藪本委員です。

　なお、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会　地域福祉部　権利擁護推進室　室長　木越委員、

一般社団法人大阪精神科病院協会　会長　長尾委員、

　一般社団法人大阪府医師会　理事　前川委員におかれましては、本日はご欠席です。

　大阪公立大学　名誉教授　関川委員におかれましては、ご出席とお伺いしていたのですが、現在、連絡をお待ちしている状態です。

　石渡委員、辻野委員、本日ご欠席の木越委員におかれましては、この４月より新たに委員にご就任いただいています。

　続きまして、大阪府障がい者差別解消協議会運営要領第３条の規定によりご出席いただくオブザーバーをご紹介させていただきます。

　大阪法務局　人権擁護部　第二課長様です。

　近畿運輸局　交通政策部　バリアフリー推進課長様です。

　市長会代表　泉大津市　保険福祉部　障がい福祉課長様です。

　町村長会代表　熊取町　総務部　人権・女性活躍推進課長様です。

　会議の成立についてです。

本日は、委員総数19名のうち、現在、15名のご出席をいただいており、大阪府障がい者差別解消協議会規則第５条第２項の規定により、会議が有効に成立していることをご報告いたします。

　また、大阪府障がい者差別解消条例第９条第３項に基づき、協議会に専門委員を置いています。専門委員につきましても改選を行っています。本日は専門委員の名簿も配布していますので、ご確認くださいますようお願いいたします。

　次に、お配りしている資料の確認をさせていただきます。

　「次第」、「配席図」、「委員及び専門委員名簿」、

　資料１「令和６年度合議体の運営について」、

　資料２－１「障がい者差別解消に向けた活動報告書（概要版）」、

　資料２－２「障がい者差別解消に向けた活動報告書」、

　資料３「意見交換資料」、

　参考資料１－１「府内市町村における支援地域協議会の設置状況について」、

　参考資料１－２「府内市町村における相談及び紛争の防止等のための体制の整備等について」、

　参考資料１－３「府内市町村における障がい者差別に関する相談件数等の状況について」、

　参考資料１－４－１「府内市町村（首長部局）における対応要領の策定状況について」、

　参考資料１－４－２「府内市町村（教育委員会）における対応要領の策定状況について」、

　参考資料１－５「府内市町村における障がい理解等の啓発状況について」、

　参考資料２－１「新たに作成した啓発資料『全ての障がい児者が安心して入院できるために』」です。

また、その他として、法や条例等を綴じた「別冊ファイル」、「大阪府障がい者差別解消ガイドライン第３版」をお配りしています。資料の不足等がありましたら、事務局までお知らせ願います。よろしいでしょうか。

続きまして、会議の公開についてです。大阪府においては、「会議の公開に関する指針」を定めており、本指針に基づき、本会議も原則、公開としています。

後日、配布資料とともに、委員の皆さまの発言内容を議事録として府のホームページで公開する予定としています。

なお、個人のプライバシーに関する内容についてご議論いただく場合には、一部非公開ということで、委員の皆さまを除く、オブザーバーの方、関係者の方、傍聴の方には、一時ご退席いただくことになります。

次に、この会議には、手話通訳を利用されている聴覚障がいのある委員や、点字資料を使用されている視覚障がいのある委員がおられます。障がいのある委員の情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度、お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳ができるように、ゆっくりと、かつ、はっきりとご発言をお願いいたします。また、点字資料は、墨字資料とページが異なりますので、資料を引用したり、言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げるなど、ご配慮をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。「議題１　会長の選出について」です。

大阪府障がい者差別解消協議会規則第４条第１項の規定により、会長は委員の互選によって定めることとなっています。委員の改選後、初めての会議となりますので、現時点では会長が選出されていません。会長の選出について、どなたかご意見はございますでしょうか。委員、お願いいたします。

○委員　会長の選出にあたりまして、これまで職務代理者としてこの会議を進めていただき、また、障がい者差別を含む法的問題や教育にも詳しい、大阪大谷大学の小田　浩伸委員に会長をしていただいたらどうかと思います。

○事務局　ただ今、委員から、会長に小田　浩伸委員を推薦するご意見をいただきましたが、ほかの委員の皆さまはいかがでしょうか。

では、ご異議はないようですので、小田　浩伸委員におかれましては、ご了解いただけますでしょうか。

○委員　わかりました。

○事務局　それでは、小田　浩伸委員に、本協議会の会長をお願いいたします。

では、会長、恐れ入りますが、会長席へお席を移動していただけますでしょうか。それでは、会長に、以後の議事進行をお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願いいたします。

○会長　ご指名いただきましたが、前会長の後任ということで、非常に緊張と身の引き締まる思いでお受けします。皆さまのご協力をいただきますよう、今後とも、どうぞよろしくお願いします。

　では、議事を進行させていただきます。

協議会規則第４条第３項におきまして、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」となっております。この代理につきまして、障がいのある方の社会保障などに関して深い知識をお持ちになられている委員にお願いしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、委員には職務代理者にご就任いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

改めまして、委員の皆さま、大阪府の差別をどう少なくしていくかということにしっかりと尽力していきたいと思います。よろしくお願いいたします。最初に、本協議会の目的を、再度、皆さまで確認させていただきたいと思います。さまざまな立場の委員が、障がい者差別解消に関する情報の共有や協議を行い、その協議を通して、各自が差別を解消するための取組みを主体的に行うためのネットワークづくりが目的でございます。そのため、行政への要望だけではなく、各自の立場で日頃行っておられる差別解消に向けた取組みなども共有させていただけたらと思っております。また、大阪府障がい者差別解消条例の第９条では、「知事は、差別解消の推進に関する事項を必要と認めるときは、本会議に諮問し、意見を聴かなければならない」と定められております。そういったことも含めて、皆さまの積極的なご発言をお願いしたいと思います。

それでは、次の議題に入ります。「議題２　令和６年度合議体の運営について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　着座にて説明させていただきます。それでは、資料１「令和６年度合議体の運営について」をご確認ください。

平成28年度より実施している助言型合議体については、広域支援相談員が対応や判断に苦慮した又は苦慮している困難事例を中心に、助言や検証等をいただいています。

本年（令和６年）４月から改正障害者差別解消法が施行され、地方公共団体においても、障がい者差別に関する相談への対応や、紛争の防止・解決のために必要な人材を育成することが明記されています。そうした求めに対応するためにも、今後も助言型合議体での取組みを継続し、相談員の対応力向上とともに、本協議会の問題解決能力の向上にも役立てたいと考えています。今年度も２回の助言型合議体を開催していきたいと考えています。

相談員が対応しても、なお問題の解決が難しく、障がいのある方やそのご家族、支援者の方などから、条例に基づくあっせんの求めがあった場合には、紛争を解決するため、あっせん型の合議体を適宜開催します。助言型・あっせん型のいずれの合議体の構成員についても、大阪府障がい者差別解消協議会規則第６条に基づき、委員及び専門委員のうちから会長が５名を指名し、指名にあたっては、取り上げる事例の内容に応じて、障がい者関係の委員と事業者関係の委員をそれぞれ少なくとも１名を指名していただき組織することを基本としていきたいと思います。

なお、運営要領の第５条に基づき、合議体の運営にあたり、会長が必要と認める場合には、構成員以外の委員や事業者などに出席を求め、意見を聴くこととします。また、合議体の５名の構成員以外の委員が、合議体の視察を求める場合は、運営要領第９条第５項により、会長の許可を受けた際は視察できることとします。

最後に、合議体は、個別の事案を取扱うことから、基本的に非公開ですが、関係機関等の対応力向上を目的に、議論いただいた内容は、この後、ご審議いただく活動報告書内にて概要を掲載し、一部公開する予定です。

以上、「令和６年度の合議体の運営について」となります。

○会長　ご説明ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明に関しまして、ご意見やご質問がありましたら挙手をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

こうした合議体をしっかりと進めていくことが、差別解消の基盤になっていくと思っております。今年度の合議体の運営につきまして、資料１のとおり進めていくことにご異論はございませんでしょうか。では、これで進めさせていただきたいと思います。

では、「議題３　障がい者差別解消に向けた大阪府の活動報告書について」に入りたいと思います。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局　それでは、資料２－２「障がい者差別解消に向けた大阪府の活動報告書（案）」について概略を説明させていただきます。なお、今年（令和６年）の２月に行った前回の大阪府障がい者差別解消協議会（以下、解消協）において、一部は既にご説明していますので、その部分については説明を省かせていただきます。

では、墨字版では４ページ、点字版は７ページからお願いいたします。令和５年度に広域支援相談員が対応した相談の件数などを取りまとめたものとなりますが、２月の解消協では、昨年（令和５年）12月までの件数をもとにお示ししていましたが、改めて今年の３月末までの件数で図表をつくり直しています。まず、新規相談の件数は148件、対応した回数は全部で1,348回という結果になっており、件数・対応回数ともに昨年度と比較すると減少しています。

続きまして、点字版は９ページ、２番「相談者の内訳」として、広域支援相談員がどこから相談を受け付けたのかを分類した表を掲載しています。市町村からの相談件数32件に対し、当事者からの直接相談は119件と、直接相談の割合が例年どおり高くなっています。

次の墨字版５ページ、点字版は10ページから11ページにかけてとなります。３番「相談内容の類型」ですが、不当な差別的取扱いに分類した事例は８件で、合理的配慮の不提供に分類した事例は19件でした。

墨字版の７ページ、点字版は17ページになります。５番「障がい種別ごとの取扱い件数」ですが、身体障がいの方からの相談が最も多いという結果となりました。

墨字版の９ページ、点字版では23ページから25ページになります。６番「法施行後の年度ごとの新規相談件数及び法上の差別２類型の件数」ですが、新規相談件数は令和元年度の188件をピークに減少傾向にあるものの、不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に分類した相談件数は減少せず推移しています。特に合理的配慮の不提供に分類した相談件数は、令和３年４月、事業者による合理的配慮の提供を義務化する改正条例の施行後、毎年20件程度で推移しており広域支援相談員が対応しています。

以上が、令和５年度に広域支援相談員が対応した相談対応状況となります。

次に墨字版の10ページ、点字版は26ページになります。（３）広域支援相談員が対応した相談事例等の一覧について、相談要旨と対応要旨を掲載しています。

点字版では27ページから始まる①不当な差別的取扱いに該当すると考えられる事例について、点字版は30ページからになります。前回の資料から、５番、電動車いすを利用されている方がバスへ乗車しようとしたところ、「当該車いすは固定器具を取り付ける場所がないため乗車させることができない」と乗車拒否された事例等を追加しました。

また、実態に合わせた記載にするため、自治会やマンション管理組合という、住民同士が主体的に組織し無償で活動を行っている事業者が対象の事例に関しては、「その他」に分類しました。

墨字版の11ページ、点字版では34ページになります。②合理的配慮の不提供に該当すると考えられる事例について、前回の資料から、墨字版では13ページ、点字版では42ページになります。11番、内部障がいがあり音や振動でめまい等の体調不良が起こる方が、自宅近くで工事がある場合に業者へ事前通知を求めていたがなされなかった事例や、12番、視覚障がいのある方が、電力会社からの封書に点字記載を求めたが対応されず、相談員が調整するなかで改善が見られた事例等を追加しました。

　③不適切な行為があったと思われる事例は、前回資料からの追加はありません。

続いて墨字版は16ページ、点字版は56ページになります。④不快・不満があったと思われる事例になりますが、墨字版は17ページ、点字版は61ページになります。７番、精神障がいのある方から、通っているスポーツジムのスタッフに精神疾患があることを知られてから無視をされだしたとの相談を受けたもので、相談員が確認したところ、スポーツジムはそのような行為を否定しており、事実は確認できないものの、本人は不快・不満を抱いていることが考えられる事例等を追加しました。

⑤環境の整備に関する事例は、前回資料からの追加はありません。

以上が、今回追加された事例になります。

続きまして墨字版は19ページ、点字版は69ページからになります。こちらは、助言型合議体での意見等についてまとめた部分になります。なお、助言型の合議体は、昨年（令和５年）９月に第１回を、今年（令和６年）の２月に第２回を開催し、それぞれ広域支援相談員が対応や考え方に苦慮した事例を取り上げ、議論をしていただきました。第１回の合議体で議論した内容、事例１と事例２については、前回の本協議会で既にご紹介しましたので、本日は第２回の合議体で議論した内容をご紹介させていただきます。

それでは、墨字版は25ページ、点字版は88ページからとなります。事例３は、合理的配慮の範囲について問うものです。下肢に障がいがあり、杖を使用している歩行不安定な方に対し、駅員が電車に乗る際に行う対応のどこまでが合理的配慮の範囲なのかについて意見をいただきました。当事者は、電車に乗るまでではなく、優先座席に座れるまでを合理的配慮として求めており、既に優先座席にほかの乗客が座っている場合は、駅員が座席を譲っていただけるよう声を掛けてほしいとの意向でした。

ご出席の委員からは、「鉄道事業者は、乗客を安全・安心に目的地まで輸送することが使命であるため、立ったままでの乗車が危険なら、本来業務として対応すべきではないか」、「駅員にとって過重な負担であるかどうかによって、合理的配慮の範囲に含まれるかどうかが決まるのでは」などの意見がありました。

墨字版の26ページ、点字版は92ページからとなります。事例４は、ベビーカーの方や高齢者等と、障がい者との対応の違いについて問うものです。身体障がいのある方から相談を受け、事業者と調整を図るなかで、事業者より、ベビーカーの方や高齢者など、ほかにも配慮を要する方が多くいるなかで、車いすの方だけを特別扱いすることはできないと説明を受け、このような状況をどう捉えればいいのか意見をいただきました。

ご出席の委員からは、「高齢者やベビーカーを利用している方への配慮は、障害者差別解消法に規定されている合理的配慮のように法で規定はされておらず、障がい者への合理的配慮と同等に考えるべきではない」、「個別の相談対応のなかでは、障がい者以外の配慮を要する方への対応とは切り離して考えていただけるよう働き掛ける視点が必要ではないか」などの意見がありました。

墨字版の27ページ、点字版は97ページからとなります。事例５は、障害者差別解消法の対応範囲について問うものです。内部障がいがあり、自宅前に駐車する車の振動や音で、めまいなどの体調不良が起こるため、合理的配慮として、自宅向かいの病院に対し、病院の敷地外に駐車することをやめさせてほしいとの相談を受けましたが、そもそも事業者は、どの程度まで事業に関係する障がい者に対し、合理的配慮の提供をしなければいけないのか意見をいただきました。

ご出席の委員からは、「通常で考えれば、事業者と契約を締結する障がい者、または、契約を締結する可能性がある障がい者に対して義務を負うと考えるが、法の目的が共生社会の実現であるため、本事例では広域支援相談員が対応することは可能なのではないか」、「病院側から、『契約を締結する以外の障がい者にも法で義務付けられた合理的配慮の提供が必要になるか』と問い合わせを受けた場合は、『近隣住民の障がいのある方からの相談・意見・要望であり、法で義務付けられた対応ではない』と答えるしかないのではないか」などの意見がありました。

墨字版では29ページ、点字版は102ページからとなります。事例６は、過重な負担の判断について問うものです。これまで広域支援相談員が調整を図るなかで、特に手話通訳者の手配など、事業者に金銭負担が発生する合理的配慮の求めに関する事例などに多くあるのですが、いわゆる大企業であっても、過重な負担を理由に対応を断ることがあります。改めて、過重な負担の判断主体は、行政機関や事業者が自ら判断するものと考えてよいか意見をいただきました。

ご出席の委員からは、「第一義的には行政機関や事業者が個別に判断することだとは思うが、それだとブラックボックスのような話になるので、その判断が合理的である必要があり、障がい者への説明が求められる」、「広域支援相談員には、合理的配慮の不提供があったかどうかを判断することは求められていないので、あくまで事業者に障がい者が納得できる程度の説明を求めていくことが必要」などの意見をいただきました。

墨字版では30ページ、点字版では108ページとなります。昨年度の合議体を通し、府における課題と整理をまとめています。広域支援相談員は、改めて障がいを理由とする差別の有無を判断する役割ではないと認識したため、今後も事業者や当事者に、建設的対話を促す助言や調整を行ってまいります。

墨字版の31ページ、点字版では109ページからとなります。ここでは、市町村への支援の取組みについて記載しています。前回の資料からの追加として、墨字版は33ページ、点字版は116ページになります。今年（令和６年）３月に、市町村職員及び事業者を主な対象に、障がい者差別解消研修を開催し、当日は約60名の方に参加いただきました。本日ご出席の委員にも講師としてご協力をいただきました。どうもありがとうございました。

続きまして墨字版の34ページ、点字版では118ページからとなります。前回の本協議会で委員からご意見をいただき、府内市町村の取組み好事例の紹介コラムを作成しました。支援地域協議会に関すること、合理的配慮に関すること、啓発活動に関すること、この三つをテーマに各市町村の取組みを紹介しています。

墨字版の35ページ、点字版では121ページとなります。障がい理解に関する啓発の取組みを記載しています。前回の資料からの追加として、新たに作成した啓発資料「全ての障がい児者が安心して入院できるために」を掲載しました。本日、参考資料２－１として配布していますので、ぜひご一読ください。

次に墨字版の41ページ、点字版では139ページとなります。本報告書のまとめです。大阪府では、今後も啓発活動と相談体制等の整備を両輪に、障がい者差別の解消を推進し、障がいの有無により分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会を実現できるよう、関係機関と連携を強めながら取組を進めてまいります。

墨字版の42ページ、点字版の142ページからは参考資料となりますので、またご参考ください。令和５年度の報告書の説明は以上となります。

○会長　ご説明ありがとうございました。ただ今の事務局の報告事項につきまして、ご意見やご質問がありましたら挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

○委員　いくつかありますが、まとめて話をさせていただきます。まず、後半の報告書35ページ「障がい理解に関する啓発の取組み」のところに、今、おっしゃっていただいたように、「全ての障がい児者が安心して入院できるために」というものを載せていただいています。全体に向けた啓発というのはもちろん必要なのですが、別紙の参考資料２－１のような、医療機関や医療従事者の方へ個別に働きかける啓発物が、大阪府のほうでもこれからも必要になるのではないかと思います。

参考資料２－１にも記載されている事例で言いますと、言語障がいがあり声を出せないので、ボタンを押す等いわゆるコミュニケーションツールで会話をする人が、コロナ禍に入院した時、外部から持ち込みはできないと取り上げられてしまったことがあったり、基本的に認めてはならないことですが、薬をご飯と一緒に混ぜて食べさせるなど、現場ではちょくちょくこういうこともあります。それはダメだということを、障がい関係団体からも訴えていきますし、障がい福祉室の地域生活支援課、障がい福祉企画課、健康医療部とでつくっていただいた参考資料２－１のような啓発物を今後もつくっていただき働きかけることが大切ではないかと思っています。

具体的に何をしていくのかというと、今までいろいろな事例が大阪府のなかでも出てきているわけです。「これをしてほしい」と言っているわけではないですが、資料２-２活動報告書11ページ「①不当な差別的取扱い」７番、精神の障がいの方から、マンションの自治会役員の欠格事由として精神障がい等が付け加えられました。こんなのは、どう考えても我々が目指す差別の解消からは後退しているわけです。許してはならないのです。けれど、結果どうなったかというと、行政や省庁には指導権限がないので止められないと対応要旨に載っています。障がいによってこういう差別が起こってはならないが、私たちのほうでも似た話はよく聞きます。市営住宅などの班長の担当が入居者に順番に回ってくるのですが、「障がいがあるから班長などを務めることは難しい」と伝えると非常に攻撃されることがあります。入居者全体が高齢化し班長などの担い手がなかなかいない中で、班長は難しいと伝えた方が比較的若い精神障がいのある人でしたので、障がいが見た目では分からないこともあり「単にやりたくなくて障がいがあると言っている」、「自分の障がいのことをみんなの前で言え」と言われるということが起こったりしています。このように、マンション、自治体といったところでも厳しい差別があるわけです。

そういった差別に対してどうすれば影響を与えられるのかというと、罰するわけにはいかないので、今のところは啓発していくしかありません。参考資料２－１と同じようなものを、大阪府としても考えてつくっていくようにしていただきたいと思います。障がい福祉企画課が前に出るというよりは、それぞれの担当課で考えて取組んでいくというふうになるかもしれません。今までの啓発方法もそういうやり方で実施しているとの説明があったと思います。それでも、担当課への働きかけも含めて庁内でしっかり連携を取っていただいて、事業者やそれ以外の方への啓発、そういう啓発物を作成していってほしい、これが一つめです。

二つめは、市町村への啓発についてです。いろいろな取組みをやってくれてはいますが、参考資料１-１「府内市町村における支援地域協議会の設置状況」のとおり、府内市町村における支援地域協議会の数は増えていません。また、参考資料1-3「府内市町村における障がい者差別に関する相談件数等の状況について」で令和５年度に市町村が受けた相談件数の数字が104件ですが、令和４年度相談件数116件から減少しています。この10件減の点ではなく、市町村のほうでも、しっかりとした啓発ができていない点が問題です。参考資料１－３では差別相談件数がゼロ回答の自治体がたくさんあります。人口が少ないために相談も来ないと考えられるのかもしれませんが、人口が少なめである茨木市では毎年10件ほど相談件数が挙がってきています。この違いは、バリアフリーのための助成金などを提供するなど行政が意識的に取組んでいるかどうかが件数に現れたのではないかと思います。相談件数を増やしていこうという形でなくてもいいですが、各市町村でも啓発の機運をもっと高めていくようにしなければならないだろうと思います。泉大津市では、去年から暮らしやすい地域づくりの推進事業というのを始めています。茨木市と同じように、バリアフリーに対して助成金を出す事業です。ただ、啓発をアップさせていく手立てというのがなかなか思いつかないですが、参考資料１-５「府内市町村における障がい理解等の啓発状況について」に書いている啓発活動の取組みを一通り続けていただくのが良いという気がします。

今までも府政だよりに掲載するなどいろいろな取組みをしていますが、直接市町村へ伝える、もしくは、府民へも伝えることが可能なやり方とすれば、強制不妊手術の件のように、大阪府としてこういう取組みをしていて、相談支援員を何人か置いて相談窓口を設けています。各市町村の相談窓口や連絡先というような情報を動画で啓発してほしいと思います。

大阪府ホームページには、相談窓口連絡先や本日のような解消協の配布資料も掲載しており、非常にわかりやすいですが、そこまで見にいく人は少ないのではないかと思います。やはり府民や各市町村の相談担当にもパッと見てわかるような形として、オンデマンド形式や動画の作成はどうでしょうか。特に各市町村の相談担当は数年という速いスパンで変わり事例の蓄積がしにくいことが考えられますので、具体的に必要になってくるのではないかと思います。

法律ができる前からいろいろと携わり、差別解消法、それから差別解消条例が施行されて今年（令和６年）で９年めになりますが、９年のうち半分はコロナの時期でした。法律ができてからコロナ禍を挟んで数年経ち、どうなったかというと、悪い意味で落ち着いてきてしまっているように思います。より活性化していくためにもどうするかということを、やはり全体で考えていかないといけないと思います。

資料2-2活動報告書13ページ13番の合理的配慮のところで、スポーツジムでメガホンの貸し出しを依頼すると、コロナ禍では感染予防を理由に貸してもらえなかったが、調整の結果、貸し出しに対応するということになったとありますが、やはり現場ではこういうことがまだまだ多いと思います。３～４年経ってしまえば担当の人も変わりますので、昔は対応してくれていたが、ここ３～４年はコロナを理由に対応してくれなくなりました。それがコロナという理由が無くなっても対応しないという前例が継続されて、元の対応に戻っていなかったりします。このように、コロナによって様々なことが、ここ３～４年なくなったまま社会が推移していっていると思いますので、令和６年４月に法律が改正されたことを機会に、どれだけそれを払拭できるかが大きな課題であると思いますので、お願いしたいと思います。

最後に一つだけ。冒頭に、室長より、研修の受講者に対して府独自の修了書を出すということをおっしゃっていたと思うのですが、研修による新たな取組みなど、何か具体的な考えがあれば内容を教えていただきたいと思います。長くなりましたが、以上です。

○会長　啓発に関して大きく３つのご意見でしたが、まずは１つめの研修について事務局からご説明をお願いします。

○事務局　研修については、われわれ障がい福祉企画課担当職員が、さまざまな事業所・団体等に出講して実施しているところです。今年度は、実施する研修の回数や内容等を拡充していくとともに、法改正を契機として、さらに事業者の合理的配慮の取組みを促進していくことが重要と考えています。府としては、合理的配慮の推進を後押ししていくために、事業者・団体等への研修機会の拡充、また、まだ案を作成中ではございますが府独自の証明書を研修の受講者に対して発行します。証明書のなかに「研修受講者の方が、ご自分の事業所などの職場の方々にも伝達していただく」というような文言等を入れることで、受講者お一人だけでなく、全体的に広めていく形で、さらに後押しをしようと考えています。

○会長　研修の受講証明書の発行についての説明はよろしいでしょうか。ありがとうございます。そうしましたら、残り２つのご意見で、市町村等の啓発について縷々お話しいただきましたが、事務局から何かコメントはございますか。

○事務局　委員がおっしゃっていただいたように、府の福祉部では、広く一般に向けた啓発に取り組んでいます。他の部局が主管する医療分野においても、今お示しした医療分野のように各関係部局と連携しながら、引き続き普及啓発に努めていきたいと考えています。

市町村については、また後ほどご説明しますが、来月から柏原市も支援地域協議会を設置されると聞いていますので、引き続き、市町村への研修や情報交換会を行いながら、市町村の対応力の向上に努めていきたいと考えています。以上です。

○会長　引き続きお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。ほかにご意見やご質問はありますか。委員、お願いします。

○委員　これまでと同じことを申し上げることになりますが、やはり、差別解消条例への認識について、当事者やその家族という現場を含めた一般的市民の認識と、この協議会での会議内容のギャップが非常に大きいです。

障がいを理由に家主から一方的に退去通告されているという住宅問題に対応したことがありますが、その際、当事者や家主にも「差別解消」、「合理的配慮」について理解してもらえるような見える化された資料がありません。退去通告されたその方が居住する市町村に相談してもどうにもならなかったそうで、後から聞いて「大阪府の広域相談員のほうに相談に行ってはどうか」とアドバイスしましたが、私どもの理事を務めるレベルで障がい問題に関心のある人でも、このような不条理な差別問題の相談を、どの窓口へ持っていったらいいのかわからないというのが現状です。

これも毎年申し上げていますが、差別解消の相談を受け付ける窓口が、市町村のどこの課がやっているかという見える化されたポスターやチラシのような表示を私どもの身近には全く見かけません。私どもの定期総会で各市町村家族会へ議案書を送る際に、インターネットからダウンロードした市町村の相談窓口一覧も添付した時に思ったのですが、窓口のほとんどが障がい福祉課にあります。しかしどのくらいの一般市民が障がい福祉課が差別解消の相談を受け付けていることを知っていると思いますか。これまでも大阪府にはしつこくお願いしているのですが。そういう一般的な市民の意識が、もう少し浸透し向上するような、具体的な見える化としてポスターであったりそういう啓発物がない限り、解消協内部の議論が非常に深く進行していっても、一般市民との意識には大きなギャップがあるままです。一般層に浸透しなければ、この内部議論の効果は、私たち障がい当事者やその家族には還元されないと思います。議論の内容を見える化する資料をご準備いただきたいと、二度三度繰り返し申し上げていますが、一向に準備していただけていません。「ホームページを見ればわかる」とおっしゃいますが、ホームページを駆使できるような市民、障がい当事者はほとんどおりません。このことを事業者にもよく知っているという方はいらっしゃると思いますが、具体的に言えば、大阪市では障がい者手帳所持者が４万人、府下だと約10万人います。以前大阪市に調べていただいたデータによると、そのなかで、地域福祉サービスにつながっている方は10％未満です。残り90％はどこにもつながっていない状況ということは、ぜひご理解いただきたいです。差別解消条例を生きたものにするため、配慮をもう少しきめ細かに丁寧にしていただかないと、この会議での議論がいくら深まっても、それは障がい当事者にはフィードバックされないということをご理解お願いしたいと思います。

こういったきめ細やかな啓発を府が用意するのか市町村が用意するのかについて、府の認識としては、市民に身近な相談窓口として市町村がやるべきとのことですが、差別解消条例の事務関係を担当する府から動いていただき、各市町村に見える化したポスターや資料をぜひ配布していただきたいと思います。本解消協の事前説明でも申し上げましたが改めてどうなのですか。よろしくお願いいたします。

○会長　市民や当事者の実際の生活と、本協議会の内容にギャップがあるということ、ギャップ解消のための啓発をというご意見です。ポスターのほか、他の委員の意見でビデオ動画を挙げられていましたが、事務局から何かコメントをいただけますか。

○事務局　大阪府においては、ホームページに相談窓口の情報を載せているほか、ホームページ以外の紙媒体等でも、配布用リーフレットに掲載している連絡先の中に相談窓口等の連絡先を記載して周知を図っているところです。大阪府の役割については、大阪府の条例にて「市町村との適切な役割分担のもとで体制整備を実施する」としております。役割分担として、住民に身近な相談窓口である市町村がまずは相談に対応していただくことになっており、市町村で対応ができない場合等市町村から相談があったときに、府が助言や調整をするために広域支援相談員を置いています。ご意見につきましては、市町村等に対して相談窓口を明確化できるような形で周知を図るよう、研修会や情報交換会を通じてなどさまざまな機会を捉えて働き掛けていきたいと考えています。

○委員　今、リーフレットがあるとおっしゃいましたが、私どもの団体では、リーフレットを拝見したことがないように思います。市町村に働き掛けているということですが、私たちで、各市町村でそういうものを見かけたという人は皆無です。市町村にどういう形で何を働き掛けているのかこちらからは見えません。府が働き掛けて市町村担当課が納得したところで、われわれ市民にとって見えるようなものにしていただかないことには、私たちには何の利益もなく、障がい理解の進歩にもつながらないと思います。根拠データを出せず申し訳ないですが、大阪府は全国に先駆けて、法の改正より３年早く条例を改正し事業者による合理的配慮の提供を義務化したとはいえ、差別問題の解消を大阪府が全国でも突出して進められているというわけではありません。ひとつ、市町村への指導というのは、市町村にどういう形でどのような内容を指導しているのかお聞かせいただきたいと思います。

○事務局　失礼します。今の委員のご質問の前に、少しだけご説明させていただけたらと思います。市町村での相談窓口が浸透していない、「合理的配慮」そのものが一般の方にまだまだ浸透できていないといった辺りは、今年（令和６年）４月から施行された改正法を契機に、今一度、周知等を働き掛けていかなければいけないと取組みを進めています。紙面が限られていますからどこまで掲載できるかというのはありますが、府政だよりで合理的配慮についてもう一度周知啓発、あるいは紙面に限りがあることから府のホームページを見ていただくような形で、さらに一段と取組みを進められると思っています。この取組みで100％周知できるとまではなかなか難しいと思っていますが、少しずつでも周知啓発が進んでいくような取組みを考えていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○会長　市町村と一緒に取り組んでいけるような周知啓発を、さらに進めていただくということをぜひ検討いただけたらと思います。時間になりましたので、ここで打ち切ってよろしいでしょうか。時間もちょうどになりますので、質疑応答はここまでとさせていただきます。続いて、「議題４　その他」について、まずは「府内市町村の状況について」から、事務局から説明していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局　それでは、参考資料１－１から参考資料１－５として配布している、令和５年度の府内市町村の状況について簡単に説明させていただきます。

　参考資料１－１「府内市町村における支援地域協議会の設置状況について」です。令和４年度からの主な変更点として、吹田市が設置方法を既存の協議会等に変更されたこと、柏原市が来月から既存の協議会を活用し新たに設置されることとなります。引き続き、府内市町村に対し、協議会での好事例を示したり、活性化を目的に、市町村の協議会での事例や対応結果を紹介するなど、設置促進の取組みを行ってまいります。

　参考資料１－２「府内市町村における相談及び紛争の防止等のための体制の整備等について」です。令和４年度から特に大きな変更点はありませんでした。

　参考資料１－３「府内市町村における障がい者差別に関する相談件数等の状況について」です。令和５年度に府内市町村が受理した相談件数の合計は104件で、令和４年度と比較し12件の減少でした。また、そもそも相談件数をカウントしていない市町村は、令和４年度は７市町村でしたが、令和５年度には４町村となっており、数のほうは進展しています。引き続き、法で、地方公共団体には地域における差別及びその解消に向けた取組みの情報収集が努力義務として規定されていることを踏まえ、カウントしていただけるよう働き掛けてまいります。

　参考資料１－４－１、参考資料１－４－２は、府内市町村の首長部局と教育委員会における対応要領の策定状況についてです。前年に引き続き、全市町村で、首長部局及び教育委員会で策定されています。

　参考資料１－５「府内市町村における障がい理解等の啓発状況について」です。令和４年度と大きく状況は変わっていません。各市町村により取組みの差が大きいため、積極的に取り組まれている市の活動の詳細を市町村との情報交換会で紹介するなど、各市町村の啓発活動を支援してまいります。

○会長　事務局から現状報告ということでデータを見せていただきました。ご意見やご質問がありましたら挙手をお願いします。いかがでしょうか。委員、お願いします。

○委員　失礼します。質問が２点あります。

　１点は、参考資料１－３の「相談件数のカウントの有無」欄が設けられ、カウントしていない自治体が分かりやすくはなりましたが、４町村が相談窓口を設置しているのに、カウントしていないというのはどういう状況なのでしょうか。差別解消以外の相談などに交じっていて分からないようなことがあるのかなとは思うのですが、この状況について教えていただきたいのが１点です。

　もう１点は、さまざまな形で啓発活動がされていると思いますが、先ほども議論になったように、いろいろと法律も変わり、取組みも進められているなか、一般市民へなかなか広がらない、具体的な生活の場面でもまだまだ差別があること、そういうところをどのように啓発していくのかが課題になると思います。参考資料１－５では市町村が実施した啓発状況が書かれていると思いますが、取組みの工夫や変えていったところを市町村と大阪府の間で情報交換するということもされていると思います。私どもは、市町村と大阪府と協力しながら人権啓発などの取組みを進めていますが、やはり啓発の工夫は、各市町村で悩みながら実施している面があります。市町村間で交流することで、様々な工夫のヒントが出て広がっていくと思いますので、啓発活動の有無を見ていくのと同時に、交流することでその啓発の工夫を広げていけるようにつなげていただきたいと思います。以上です。

○会長　ありがとうございます。相談窓口の設置についてと、相談がカウントされていない状況についてコメントがあればお願いします。

○事務局　まず、カウントの件についてですが、各市町村ではすべて窓口を設置していただいているという状況です。ただ、カウントのほうは、障がい部局を含め、他部局と連携できておらず相談件数をカウントできていないということを聞いています。市町村内の各部局が連携してカウントできる状況になるように、引き続き市町村には求めていきたいと考えています。

○会長　お願いいたします。続きまして、二つ目の啓発の取組みの工夫についてご質問があったと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局　現行でも市町村との情報交換会等は行っていますが、中身は広域支援相談員が苦慮した事例であったり好事例などの情報交換です。ご意見いただいた啓発部分については、現在できていない状況ですので、いただいたご意見等を踏まえ、今後検討したいと思います。

○会長　よろしいでしょうか。ありがとうございます。次の議題に時間を取りたいと思いますので、進めさせていただいてよろしいでしょうか。

　そうしましたら、「議題４　その他」の続きになりますが、大阪府障がい者差別解消ガイドライン第３版の改定に関する意見交換に入りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　資料３の意見交換用資料、「大阪府障がい者差別解消ガイドライン第３版（令和３年３月）の改定」をご覧ください。

　「１　本ガイドラインの目的について」です。大阪府障がい者差別解消条例第４条第２項において、「府は、基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消について、府民の関心と理解を深め、府民が適切に行動するための指針を作成し、その普及に努めるとともに、必要な啓発活動を行う責務を有する」とされており、本ガイドラインは、この条項に基づき作成されています。

　「２　本ガイドラインの定期的な見直し」についてです。本ガイドライン第３版の５ページに、ガイドラインの定期的な見直しについて、「差別解消の取組みを効果的に推進していくためには、具体的な事例を収集・整理し、広く府民に提供することが必要であると考えられます。また、技術の発展、社会情勢の変化は、特に合理的配慮について、その内容に大きな進展をもたらすものです。このような進展や状況の変化に合わせて、ガイドラインも定期的に見直し、府民によりわかりやすいものを示していくことが必要です。今後とも、ガイドラインは、事例の集積や状況の変化、府民の障がいに対する理解の深まりに伴って、国の動向等も勘案しつつ、適時、内容の充実を図ります」と規定されています。

　「３　本ガイドラインの現状及び課題について」です。前回、令和３年３月の改定より３年以上が経過し、本年（令和６年）４月より施行された改正法や改定基本方針の内容が反映されていません。また、広域支援相談員が相談対応することで状況が改善した事例、民間事業者の自発的な合理的配慮に関する取組み、府内市町村の合理的配慮や啓発等に関する先進的な取組みなどの好事例の紹介などの掲載も十分とは言えない状況です。本日、委員の皆さまより、ガイドライン改定に関する意見をいただき、次回の本協議会に、いただいた意見をもとに作成した案を諮り、再度、ご意見をいただければと考えています。よりよいガイドラインにするためにも、本日は活発な意見交換をいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

○会長　今年度の重要な課題になっております。本協議会の前半の内容も含まれるかと思います。できるだけ多くの委員から意見をいただきたいと思います。時間も限られていますので、一人２分程度で、第４版のガイドラインについて、こういうものにしたらいいのではないか、こういうことを記載したほうがいいのではないかといった様々な意見をいただければと思います。挙手してからご発言をお願いします。いかがでしょうか。委員、お願いします。

○委員　知的障がいの点から言わせていただくと、知的障がいに対する合理的配慮の具体的なことはまだまだ進んでいないと思っていますので、そこに着目をしていただきたいです。事例があるとわかりやすいと思いますので、最近聞いた話をしますが、重度の知的障がいがある方が、銀行で自分名義の通帳をつくろうとしたという事例をお二方から聞きました。お一人は、福祉サービス利用料の引き落とし用に本人の通帳をつくるため、かなり時間をかけて銀行とやり取りをしたのですが「自分で名前が書けないと駄目です」と言われたことから始まり、「無理だ、無理だ」という感じでなかなか進まず、保護者の方が疲れ果てて、「もう良いです。保護者の名前でつくります」と諦めてしまい、ご本人の通帳をつくれなかったという話です。

　もう一人の方は、年金の受け取り用に本人名義の通帳を作るため訪れた銀行は、代筆は認めてくれたのですが、カードの暗証番号登録で「暗証番号は必ず自分で押してください」と言われたため、保護者の方がご本人の指を持って暗証番号を押したという、「適切ではないのでは」とひっかかる対応がありました。どちらの銀行も「本人の意思が確認できないと認められない」とおっしゃるのですが、重度知的障がい者の意思決定支援としては、どのような合理的配慮の提供を求めていくとよいのかという事例を次回のガイドラインに掲載することが重要だと思っています。具体なことを言えなくて申し訳ないのですが、そういう観点で見直しをしていただきたいです。

　また、先ほどの委員のご意見に乗っかりますと、啓発について、「一般府民や事業者ではなく、障がい者自身に伝える啓発を」ということを私も前年度にお願いしたと思います。差別解消法の啓発にあたって障がい者本人たちにも伝わるよう合理的配慮をお願いしたいということを、本ガイドラインのなかに盛り込めるかどうかわかりませんが、加えてお願いしたいと思います。

○会長　貴重な意見をいただきました。続けて、ガイドラインの４版に関するご希望はございますでしょうか。はい。お願いします。

○委員　第４版をつくるにあたってご意見を申し上げます。2022（令和４）年に「障がい者アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました。この法律は、すべての障がい者に対して、情報のアクセシビリティ、つまり情報を得やすくするために制定された法律です。社会全般に対して、必ず情報を得られるようにしてほしいということが法理念であり、法律の内容となっています。ただ、一般の国民にきちんと周知されているのかというと、まだまだ知られていません。ガイドラインのなかの障害者差別解消法に関する説明に、聴覚障がい者も含めて、すべての障がい者に対し、きちんと情報を提供するようにと定められた法律があるということを紹介してはどうかと思います。以上です。

○会長　ありがとうございます。貴重な意見をいただきましたのでぜひご検討いただけたらと思います。ほかにご意見等は。委員、お願いします。

○委員　現行のガイドラインには、不当な差別的取扱いになるものと合理的配慮の具体的な事例が載っています。今回、国の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」が改定されることに伴い様々な記述が増えました。この基本方針の中で「こういう事例は差別ではないですよ、違反ではないですよ」という不当な差別的取扱いに該当しない事例、合理的配慮の提供義務違反にならない事例が具体事例として書かれました。このような差別的取扱いに該当しない、あるいは合理的配慮の不提供に当たらないという具体例をガイドラインに載せるのは不適切であると思います。事例がガイドラインに書いてあることによる影響力は大きいので、ガイドラインに書いてあるのを見て「これはしなくていいんだ」、もしくは、「これは差別ではないんだ」という形で理解してしまうこと、事例だけが一人歩きしてしまうということがあると思います。現行の第３版ガイドラインを作成するときも同じ意見を言わせていただきました。

　資料３「意見交換資料」に載っている、「３．本ガイドラインの現状及び課題」一つめの丸の２行目に「本ガイドラインは改正法の内容が反映されていない」とあります。確かに事業者の合理的配慮が義務化したことは反映されていません。二つめの丸での、「基本方針の内容が反映されていない」という点が、もし、先ほど言いましたような不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例や、合理的配慮の提供義務違反でない具体例などを指しているのであれば、それを記載することに対しては明確に反対するという意見になります。以上です。

○会長　ありがとうございました。大切な視点での意見が提供されたと思います。ほかにございますでしょうか。委員、お願いします。

○委員　国の「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」の結果が５月頃に公表されたと思います。身体障がいの方は若干減少傾向にありますが、知的障がい・精神障がいの方の数は大きく増えてきている傾向にあるという結果が出ていたと思います。身体障がいの方に関しては、手帳を所持していなければ福祉制度が受けられないこともあり取得するのだと思いますが、知的障がいの方、精神障がいの方は、実際はそうではないにも関わらず手帳を取得してしまうことがあります。「生活のしづらさなどに関する調査」でも、手帳を所持している・していないに関わらず、「私は知的障がいがあります、あるいは精神障がいがあります」と表明される方が増えてきているという結果からは、それだけ障がいによる暮らしのしづらさに直面されることが多々あるのだと推察しています。このガイドラインにおいても、数が増えてきている知的障がい、精神障がいの方、あるいは発達障がいの方向けに「こういう困りごとはありませんか」といった、困りごとを引き出すような少し踏み込んだアプローチがあってもいいと思います。ただ、ガイドラインに載せる・載せないかについては議論がいると思いますので、この意見については「では明日からやってください」という感じには求めません。資料２－２活動報告書でも、差別の申立や調整の要請があった数は、身体障がいが圧倒的に多く、次に精神障がい、知的障がいという順でした。むろん、身体障がいのほうが全体の母数が多いので、そういう傾向はあってしかるべきとは思います。しかし、先ほど申したように「生活のしづらさなどに関する調査」の結果によると、精神障がい、知的障がいの方の数が増えています。仮に、生活のしづらさを体感して手帳を取得、あるいはそういう障がいがあることを公表する人が増えてきているとするならば、そういう増加傾向にある精神、知的障がいがある人たちの困りごとを拾い出していくようなアプローチもあっていいと思います。障がい当事者だけではなくて、事業者の方に対しても「こういう困りごとはありませんか」というアプローチを、代表的なもので結構ですので、例えば、ガイドラインの一番最初のページに載せる、あるいは現行のガイドライン22ページの「差別解消条例に基づく相談と解決の流れ」に書いてある大阪府の手順のように、改めて、一番わかりやすいところにチャート図を掲載するなど、いろいろな人に向けて身近なところに差別解消の窓口があること、「こういったことに対して声を上げていいんだよ」というようなメッセージ等を発信する形で押し出せればよいと思います。大まかなことを冒頭に掲載しつつ、大阪府ではこまごまとした事例を積み上げてきていますと押し出すのもよいと思います。ただ、精神、知的障がいや、発達障がいの困りごとを拾い上げられるような事例というのは、先ほども言いましたように、すぐに整理できるかどうかは疑問ではありますので、この意見は将来的な課題として受けとめていただけたらと思います。以上です。

○会長　貴重な意見ありがとうございました。ほかにございますか。委員、お願いします。

○委員　失礼します。ガイドラインの改定について２点、検討してはどうかということを述べさせていただきます。

　１点は、資料２－２活動報告書P19「合議体での助言事例」にあるように、具体的な事例に対応するにあたって、差別的取扱いに当たるのか、合理的配慮の不提供に当たるのか判断が難しいというものがあると思います。解消協では合議体で議論しながら整理していっていますが、おそらく現場でも、こういった具体的な状況ではどうするのかというところで問題になると思います。そんな時の道しるべのひとつになるのが本ガイドラインだと思いますので、活動報告書に掲載してきた「合議体での助言事例」から、判断や対応が難しい内容を合議体で議論して導き出した、具体的なポイントを第４版ガイドラインに反映させていくことが必要だと思います。以上が１点めです。

　もう１点は、先ほど委員がおっしゃっていた、障がいがある入居者の方が障がいを理由に退去を求められる案件が、私どもの人権相談でも寄せられることがあります。

例えば、ガイドライン第３版41ページ「住宅分野」の、「家主が、障がいのある人に対し、正当な理由なく、入居を拒否する。」部分です。「正当な理由なく」とは、具体的にどういう事例なのか、どういう状況なのかを、41ページ下部に記載されている「不当な差別的取扱いとなりうる具体的な事例」では、「精神障がいがあることを理由に」という事例が一つ挙げられていますが、そういう具体的な事例をすべて示すということは非常に難しいと思います。一方、大阪府では、建築関係の行政で、「宅地建物と人権」として、障がいがある、高齢であるなど、そういう人が受ける入居差別をなくしていくという取組みをずっと続けています。そういう取組みのなかから、ガイドラインの事例に盛り込めることもあるでしょうし、逆に、参考資料２－１啓発資料のように医療分野と提携しての差別解消の取組みがあるように、住宅などの分野において福祉行政が差別をなくしていくための取組みなどされていると思います。そういうことも、このガイドラインから案内できるような形で盛り込めばよいと思います。ガイドライン43ページでも単身高齢者の住宅関係のアドバイス（「【参考】知って安心高齢者等円滑入居のための15のアドバイス」）が載っています。入居差別のことや、ほかの部局における差別解消の取組みにも案内ができるような、他分野同士を繋ぐような情報を追加して、本ガイドラインを現場で起きるような具体的な事例においても実用的に使える内容にしていけないかと思っています。以上が２点めです。

　一つめは合議体で議論された事例のポイントを入れていくこと、二つめは他部局における差別に対応する取組みをこのガイドラインの内容につないでいくことができないかというものです。以上です。

○会長　貴重な視点を提供いただきました。ありがとうございました。ほかにございますか。では、私から一つ、教育関係の立場から、ぜひと思っている意見です。

　学校教育というのは、子どもたちにとっては毎日関わっていくものですから、その都度に合わせて提供する合理的配慮という考え方よりも、基礎的な環境整備として常に配慮が行なわれている環境を整えていくことが望ましいと考えられます。基礎的な環境整備により、障がいがある子どもたちにとって、合理的配慮が当然毎日行われるものになり、他の子どもたちにとっても安心・安全の役に立つことに繋がります。そうした意味も込めた基礎的環境整備の好事例も載せていっていただけたらと思っているところです。

　ほかにいかがでしょうか。では、委員、お願いします。

○委員　ガイドライン22ページに「差別解消条例に基づく相談と解決の流れ」というチャート式があるのですが、すごくわかりにくいと思いました。相談者がどういう悩みを抱えて、市役所のどの部署に相談して、市役所の人が事業者にどんな話をして、最終的にこういう方向でまとまり解決しましたという具体的な事例もたくさん蓄積してきていると思います。事例を踏まえた、解決までの流れがわかるようなチャートを組んでいただければなと思っています。当事者からすると、市役所に相談しに行ったとして、市役所の担当者がいったい何をしてくれるのかがわかりにくいです。実際には大阪市や堺市では、市職員が問題になった事業者に直接会いに行ったり、現場を確認したりしていると思いますが、そういうことをしてくれていますよということを当事者にわかってもらえるようにできませんか。自分の訴えによって行政が動いてくれること、相談したことで、共生社会の実現に役立つのだということを本ガイドラインを読むことでわかってもらえますし、一方で、差別解消の動きがあまりない市町村の方々にも「こう対応すればいいのか」ということをわかってもらえると思います。相談事例がブレているのは、茨木市など相談件数が多い市町村はありますが、やはり明らかに役所側の熱心さの差の表れだと思います。差別問題にきちんと取り組もうと思っている役所には相談が寄せられますし、相談を障がい者からのクレームとして処理しているようなところではゼロ件となると思います。何か訴えがあったときに、それをクレームとして処理をするか、そのなかにあるであろう障がい者差別の問題や合理的配慮の問題としてきちんと受け取っているのかというのは、僕は、各市町村間においてかなり差があるのではないかと思います。まずは、当事者がガイドラインを見てどう動いていいかわかるようにするということが一番大切です。そのようなガイドラインにしてもらいたいなと思います。以上です。

○会長　重要な視点だと思いますので、ご検討いただけたらと思います。では、委員、お願いします。

○委員　大阪府警の聴覚障がい者に対する合理的配慮不提供の問題です。われわれに相談が挙がってくる事例のなかで、現場でろうあ者が警察官と会い、「私は耳が聞こえないので筆談を希望します」と伝えても警察官が対応してくれない、「家族を呼べ」と言われたというような事例が時々出てきています。うちの協会に相談が挙がってきたら、都度、その警察官の部署、例えば、ある市町村の警察署に行って懇談などをさせてもらっています。また、大阪府警本部にも伺って、こういう事例がありましたということを説明しています。年に１～２回程度の頻度ではありますが、10年前からこういう活動を続けています。

　一方で、大阪府警では、差別解消条例ではなく、差別解消法に基づき「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」をつくっているはずですが、毎年のように障がい者に対する啓発普及をしているのかと、本部に話を伺っても、「やっています」と言うだけで、実際は、先ほどの話のような、私どもに寄せられた警察官からの対応についての相談内容とは乖離しています。府警の中でどういう活動をされているのかが見えない状況です。このガイドラインの改訂版をつくった暁には、府警にもきちんと提供してしっかり啓発普及をしていただきたいです。府警へ啓発できるような方法を考えられないか検討をお願いいたします。

○会長　実際のところから話していただいた本当に貴重なご意見だと思います。またご検討いただけたらと思います。ほかにいかがでしょうか。委員、お願いします。

○委員　何回も申し訳ございません。どうしても言わせていただきたいのは、結局、理不尽だな、困ったなという問題があったときに、現状ですと、当事者の家族が前に出ていかないといけません。先ほど話した一方的な退去通告の事例も、当事者の方一人に対して、大家さんと、水漏れしているということで工事屋さん、それから福祉事務所の方と、目前で一対三になったという話でした。一対三でこちらが弱い立場という力関係の怖さもあり、「誰も守ってくれない」と思い、退去に関する印鑑を押してしまったそうです。本人が親に「こんなことになっちゃったよ」と泣きついたことで、親が出て、どういう問題が含まれているのか調べるということも含めて、あちこち奔走しなければいけない状況になり、差別解消の条例ができても結局は機能していない場面があります。

　先ほど委員がおっしゃいましたように、ガイドライン22ページの相談と解決の流れのチャートに関して、これを使えと言われても、先ほどの話でもあったように恐怖ではんこを押してしまったり、ここの建物に自分はいてはいけないのだというふうに、非常に強い恐怖感を持ち、病状も含めて大変動揺している人たちにとっては、あっせんのように時間のかかる方法で解決まで待てません。緊急会議なども今後は必要になりますが、ひとえに家族が対応を引き受けざるを得ないという現状をぜひご理解いただきたいと思います。

○会長　ありがとうございました。非常に切羽詰まった状況ということのご意見をいただきました。ほかにはいかがでしょうか。

○委員　もう一つ言っていいですか。活動報告書前半部分で言えなかったところも説明させてください。「相談の件数」で、市町村よりも当事者による件数のほうが多いなか、知的障がいの件数は21件でした。しかし、相談事例の紹介部分には、この知的障がいの当事者、あるいは家族からの相談について内容が載っていません。知的障がい関係で記載されている事例は市町村からの相談だけです。ほかの相談でも気になったのは、差別解消法に基づいた施策などの中身を読んだ上での判断ではない相談が多いという点です。

　知的障がいのある方で相談が上手な人は、おそらくそこまで支援は必要ない障がいの程度の人だと思います。元々、知的障がいのある方は、困りごとの相談をどこに電話をしたらいいのか、あるいは家族の方もですが、困りごとの内容を窓口に伝えるというところに弱さを持っているわけですから、差別的取扱いには当たらない、「合理的配慮」にも関係しないとなるような相談件数自体が増えないと、よく聞き取りすれば実際は差別的取扱いの事例だったり、合理的配慮の不提供の事例だったというケースが見えてこないと思っています。ただ、当事者の立場から言うと、相談を受ける側は「みんな、もっと電話をしてもいいよ、相談してもいいよ」と言いますが、親は、「障がい当事者のあんたが我慢したらいいねん」と、「いちいち人に迷惑を掛けるな」という気持ちが先に立って、どうしてもこの法律をうまく使うことができません。先ほどの銀行の話も、障がいのある方が「偉い立場の銀行側の言うことの方が正しいのだろう」とおっしゃるので、私が、「いやいや。そうではないですよ。もっと合理的配慮を提供してもらえるかもしれませんよ」と伝えても、「もういいわ。そんなことでもめたって、私らが生活しづらくなるだけや」と言うのです。私たちはあくまで障がいのある当事者の親なので、当事者本人から相談を言えるような工夫は絶対に必要だと思っています。市町村には障がいのある人からの相談が増えることを怖がらないでほしいです。障害者差別解消法は市町村が受理した相談数を増やすことが主目的ではなく、私たちが生きやすくなるための法律の一つです。もし、差別解消法に関係しないので対応できないという相談が多いなどが障がい関係窓口がなかなか豊かにならない理由につながっているのだとしても、相談自体は適した窓口、担当につなげてくださると、私たちは助かります。やはり、障がい当事者が積極的に相談できるような、もっと相談件数が増えるような取組みを前向きに考えてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○会長　ありがとうございました。今いただいたそれぞれの意見が反映されることによって、ガイドライン第４版が本当に充実したものになっていくことを願っております。

○委員　すみません。いくつかご意見がありましたが、簡単に整理だけはしておいたほうがいいと思いますので、発言したいと思います。啓発活動と本ガイドラインは相互に関連しておりますので、きれいに両者を分けることが難しいかと思いますが、差し当たっては、ここで論点となっているガイドラインの改定について発言します。ガイドラインの役割というのは、大きく分けると二つあって、一つは府民一般、あるいは障がいのある方に対して、障がいを理由とする差別の基本的な考え方や、合理的配慮の内容をわかりやすくお伝えするというような役割があると思います。

　もう一つは、実際に問題に直面した方、もちろん障がいのある方もそうですが、それ以外に事業者や相談に携わる行政の方々に対して、より詳しく差別の考え方をお伝えするという役割があるのだろうと思います。本ガイドラインは、元々はプロ向けといいますか、相談事案や紛争事案が発生した場合に、解決のための物差しになるようなガイドラインとして構想されたと伺っています。なので、どちらかというと、本ガイドラインはプロ向けに作られており、詳しめなハンドブックの役割を担っているというのは、まず抑えておかなければならない点かと思います。

そのうえで、知的や精神の障がいをお持ちのある方に対して、実際に相談につながるような形でのわかりやすいガイドラインについて、別途考えていかなければいけないのだろうと思います。実際に相談件数のところを見ておりまして、私もずっと前から気になっていましたが、知的障がいのある方、精神障がいのある方が、実際に相談される事例が決して多くなく、結果として具体的な相談事例がなかなか見えてこないところはすごく気になるところであります。本ガイドラインの役割からは、少し超えるところにあるのだろうとは思うのですが、今後の課題として、精神障がいや知的障がいをお持ちの方に対して、どのように差別の問題をお伝えしていくか、やはり考えていかないといけないと思っています。

また、本ガイドラインに知的障がいや精神障がいのある方の具体的な困りごとの事例があったほうがいいのは確かだと思います。その意味では、これから改定作業を実際に進めていくなかで、できれば当事者の方々や、当事者団体の方々から、困りごとの事例を集めていただけると、なおよいガイドラインになるのではないかと思います。現行のガイドラインはプロ向けに作られたという話をしましたが、詳細なハンドブックという本ガイドラインの役割を踏まえながら、今後、これらの課題を検討していく必要があるというのが、差し当たりの私の意見です。よろしくお願いします。

○会長　ありがとうございました。ぜひそういったこともご検討いただけたらと思います。では、意見交換はここまでとさせていただきますが、この場で各委員からすべての意見をお伺いすることは難しかったのではないかと思います。意見の追加がございましたら、本日から約１カ月を目処に、事務局へ直接ご連絡いただけたらと思います。また、本日いただいた意見を集約して、次回の本協議会までに、事務局（案）としてのガイドラインを作成いただき、委員から意見を再度いただいたうえで、本格的に作成まで進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

　では、最後に、オブザーバーから、可能な範囲で結構ですので、お一人、一言ずつコメントをいただければと存じます。よろしくお願いします。

○オブザーバー　本日は、皆さまから多くのお話しを聞かせていただきましたが、いろいろ参考になることが多く、たいへん勉強になりました。障がい者差別の解消、特に合理的配慮の提供の義務化におきましては、大阪府が行っている啓発活動の充実であるとか、お話しにもありました企業への研修の充実等によって、多くの事業者の皆さまの理解を深めていくことが重要だなと感じました。また、一方で、相談を必要とされている府民の皆さまや、障がいをお持ちの方のご家族の皆さまが、どこに相談すればいいのかわかりやすく可視化するという意味での啓発・周知活動も重要だということも再認識させていただきました。さらに障がいのある方々自身が相談しやすい環境づくり、そういう意味での啓発活動という三つの啓発が重要なのだなと感じました。それらを含めまして、第４版障がい者差別解消ガイドラインがよりよいものへと改定されていけばいいなと思います。最後になりますが、当機関におきましても、障がい者差別に対するご相談や、合理的配慮の提供義務に係る同様のご相談を受けることも多くございますので、今後とも、適切に連携していきたいと考えております。本日はありがとうございました。

○オブザーバー　当局におきましても、令和５年10月から試行的にスタートした国の障害者差別解消法基本方針に基づく「つなぐ窓口」からの調整・取次を受ける相談窓口を、当課のほうで担っております。従前から交通事業等に関わるご相談を承ることもございまして、引き続き、皆さまとともに差別解消に向けて取組んでまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○オブザーバー　本日は、会長をはじめとしまして、委員の皆さま、ありがとうございました。オブザーバーとして同席させていただき、皆さまのさまざまな議論を聞かせていただきまして、自身の理解をさらに深めることができたかなと考えております。本市では、障害者差別解消法の改正を踏まえまして、先ほど委員からもご紹介がありましたとおり、市内で不特定多数の人が利用する事業を行う事業所等が合理的配慮を提供するために資する工事や、物品購入を助成する制度を開始しました。障がいのある方や高齢の方、小さなお子さん連れの方を含む、誰もが暮らしやすい地域づくりとして事業を進めております。ただ、この事業の推進につきましても、あくまでも障がい者差別解消のための取組みの一部と思っております。本日のお話しを伺いまして、地域で生活される皆さんそれぞれの障がい理解が深まっていくこと、市としても相談支援体制の強化といったところも求められていることも感じたところです。そのためにも、今後とも、本協議会を構成されます皆さま、協議会を開催されます大阪府の皆さまのご意見等も参考としまして、引き続き、差別解消に資する取組みに力を入れていかなければならないと感じております。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○オブザーバー　本日は、オブザーバーということで参加させていただきました。令和６年度に改正された障害者差別解消法について、非常に意識の高いご意見をいただきまして、私も大変勉強になりました。人権の立場から、事業所の方ともお会いすることがありますが、法律改正で義務化された「事業者による合理的配慮の提供」についてどういったことをしないといけないのかという不安、必要な知識がないというようなお声もお聞きしております。本日の解消協で議論をお聞きしたことで、障害者差別解消法の改正を契機に、私たち行政としましても、府民ひとりひとりが知識をどんどん増やしていけるような場をどうすれば提供できるか考えていかないといけないという大きな気付きを得ました。本当に困っている方に繋げられるような啓発活動について、もっと何ができるかというところをしっかりと考えて、今後も取組んでいきたいと思います。今日は本当にありがとうございました。

○会長　ありがとうございました。今日は貴重な意見交換ができたと思っております。それでは、本日の議事はすべて終了いたしましたので、事務局に議事をお返ししたいと思います。皆さま、長時間にわたるご協議、ありがとうございました。

○事務局　事務局からのご連絡です。本日は長時間にわたりご協議いただき、ありがとうございました。これにて、「第22回大阪府障がい者差別解消協議会」を閉会いたします。机の上の資料のうち、緑色の別冊ファイルは次回以降も使用しますので、そのままにしてください。それでは、皆さま、お忘れ物ございませんように、気をつけてお帰りください。本日はありがとうございました。

（終了）